

諮問 庁：大阪市長
諮問 日：令和 5 年 2 月 22 日
諮問番号：令和 4 年度諮問第 11 号

答申書

事件番号：令和 4 年度第 4 号
答 申 日：令和 5 年 3 月 13 日
答申番号：令和 4 年度答申第 11 号

大阪市長 松井一郎様

大阪市行政不服審査会
会長 榊原和穂

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 24 条第 1 項第 1 号及び第 294 条第 1 項第 1 号に基づく令和 4 年 7 月 29 日付け平成 29 年度個人市民税及び府民税税額変更決定処分に係る令和 4 年 11 月 4 日付け審査請求についての上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

第 1 結論

本件審査請求は棄却されるべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

第 2 事案の概要

本件は、処分庁大阪市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して、令和 4 年 7 月 29 日付けで行った地方税法（以下「法」という。）第 24 条第 1 項第 1 号及び第 294 条第 1 項第 1 号に基づく平成 29 年度個人市民税及び府民税税額変更決定処分（以下「本件処分」という。）に対し、審査請求人が取消しを求めた事案である。

第 3 事実関係

1 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

法令等は、以下のとおり規定する。

(1) 道府県民税及び市町村民税の納税義務者について

道府県民税及び市町村民税は、市町村内に住所を有する個人に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって課する（法第 24 条第 1 項第 1 号及び第 294 条

第1項第1号)。

(2) 個人の道府県民税の賦課徴収について

個人の道府県民税の賦課徴収は、特別の定めがある場合を除くほか、当該道府県の区域内の市町村が、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行う（法第41条第1項）。

(3) 先物取引に係る雑所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例について

差金等決済に係る当該先物取引による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と区分して算定する（法附則第35条の4第1項及び第4項）。

(4) 更正、決定等の期間制限、及び特例について

更正又は決定は、法定納期限（随時に課する地方税については、その地方税を課することができることとなった日。）の翌日から起算して5年を経過した日以後においては、することができない。しかしながら、道府県民税もしくは市町村民税の所得割（所得税の課税標準を基準として課するものに限る。）に係る更正、決定又は賦課決定で、所得税について決定があった場合、当該決定の通知が発せられた日の翌日から起算して2年間においても賦課決定することができる。当該所得割とあわせて課する均等割に係る更正、決定又は賦課決定についても、また同様とする（法第17条の5第1項及び法第17条の6第3項第1号）。

(5) 市町村民税の申告について

市町村内に住所を有する個人の者が前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第37号の確定申告書（以下「確定申告書」という。）を提出した場合には、市町村民税の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に法第317条の2第1項から第4項までの規定による申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない（法第317条の3第1項）。

(6) 道府県民税及び市町村民税に係る先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除について

道府県民税及び市町村民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税及び市町村民税について先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した、法第45条の2第1項又は第3項及び法第317条の2第1項又は第3項の規定による申告書（以下、法第317条の3第1項の規定により申告書とみなされる確定申告書と併せて「申告書」という。）を提出した場合（やむを得ない事情があると認められる場合には市民税・府民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）に

において、その後の年度分の道府県民税及び市町村民税について連続して申告書（その提出期限後において市民税・府民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、その年度分に係る先物取引に係る雑所得等の金額を限度として計算上控除する（法附則第 35 条の 4 の 2 第 1 項及び第 7 項）。

(7) 所得税に係る先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除について

確定申告書を提出する居住者が、その年の前年以前 3 年内の各年において生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額（前年以前において控除されたものを除く。）を有する場合には、当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該確定申告書に係る年分の同項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を限度として、当該年分の当該先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除する（租税特別措置法第 41 条の 15 第 1 項）。

2 処分内容及び理由

(1) 令和 4 年 2 月 18 日付け税務署における平成 28 年分所得税及び復興特別所得税の決定に基づき、令和 4 年 7 月 29 日付けで本件処分を行った。

(2) 平成 28 年分所得税及び復興特別所得税においては、前年（平成 27 年分）の先物取引の差金等決済に係る損失の金額について、繰越損失額として差し引かれて決定されている。本件処分においては、平成 29 年度給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（以下「平成 29 年度税額決定通知書」という。）が送達されるまでに、先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した申告書の提出がなかったため、法附則第 35 条の 4 の 2 第 1 項及び第 7 項に基づき、先物取引の差金等決済に係る損失の金額を控除せず算定している。

3 審理員による審理手続及び調査審議の経過

令和 4 年 11 月 4 日、審査請求人は、行政不服審査法第 2 条に基づいて、本件処分に対する審査請求を行った。

令和 4 年 11 月 17 日、審理員が指名された。

令和 4 年 12 月 9 日、処分庁より弁明書が提出された。

令和 5 年 2 月 20 日、審理員より審理員意見書が提出された。

令和 5 年 2 月 27 日、当審査会において審議を行った。

令和 5 年 3 月 9 日、当審査会において審議を行った。

第 4 審理員意見書の要旨

1 審理段階における審理関係人の主張

(1) 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、「投資を始めてから毎年ほとんどマイナスだったため、株投資

とFXで資産を増やすのは無理だと思い、ある年、元金くらいに戻ったら手を引こうと思っていたが、未だに元金を取り戻せていません。損失があった場合、3年の繰越しか認めない損益通算は理解できません。」として、本件処分の取消しを求めることを主張している。

(2) 処分庁の主張の要旨

ア 事実の経緯

処分庁は、給与支払者から提出のあった給与支払報告書を基に、平成29年5月22日付けで市民税及び府民税の税額を決定し、審査請求人あて平成29年度税額決定通知書により、特別徴収義務者を經由して通知した。

その後、令和4年2月18日付け税務署における平成28年分所得税及び復興特別所得税の決定に基づき、令和4年7月29日付けで本件処分を行った。

平成28年分所得税及び復興特別所得税の決定においては、前年（平成27年分）の先物取引の差金等決済に係る損失の金額について、繰越損失額として差し引かれているが、本件処分においては、平成29年度税額決定通知書が送達されるまでに、先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した申告書の提出がなかったため、法附則第35条の4の2第1項及び第7項に基づき、先物取引の差金等決済に係る損失の金額を、計算上控除しなかったものである。

なお、本件処分は、所得税について決定があった場合、当該決定の通知が発せられた日の翌日から起算して2年間においても賦課決定することができる定められているため、行ったものである。

イ 法令上の取扱い

法第17条の6第3項第1号の規定により、道府県民税もしくは市町村民税の所得割（所得税の課税標準を基準として課するものに限る。）に係る更正、決定又は賦課決定で、所得税について決定があった場合、当該決定の通知が発せられた日の翌日から起算して2年間においても賦課決定することができることとされ、当該所得割とあわせて課する均等割に係る更正、決定又は賦課決定についても、また同様とするとされている。

道府県民税及び市町村民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）については、法附則第35条の4の2第1項及び第7項の規定により、当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税及び市町村民税について先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した申告書を提出した場合（やむを得ない事情があると認められる場合には道府県民税及び市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その

後の年度分の道府県民税・市町村民税について連続して申告書（その提出期限後において道府県民税・市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、その年度分に係る先物取引に係る雑所得等の金額を限度として計算上控除するものとされている。

ウ 処分の判断

審査請求人は、繰越控除について3年を超えて損失を控除するよう主張している。

しかしながら、市民税・府民税においては、法附則第35条の4の2第1項及び第7項の規定により、3年までしか控除することができないと定められていることから、審査請求人の主張は法に基づくものではなく理由がない。

なお、本件処分に当たっては、法第17条の6第3項第1号の規定により、所得税について決定があった場合、当該決定の通知が発せられた日の翌日から起算して2年間ににおいても賦課決定することができると定められているため、行ったものである。

また、上記(2)アのとおり、繰越控除は本件処分において、平成29年度税額決定通知書が送達されるまでに、先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した申告書の提出がなかったため、計算上控除していない。

以上のことから、本件処分は適正である。

2 審理段階における論点整理

(1) 審査請求期間について

令和4年7月29日付けで行われた本件処分に対して、本件審査請求は令和4年11月4日に行われている。処分についての審査請求は、「処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができない」と規定されていることから、この点について、適法性を判断する必要がある。

(2) 処分の期間制限について

本件処分は、平成29年度分の市民税・府民税に係る処分であるが、令和4年7月29日付けで行われており、法定納期限から5年を経過した日（令和4年6月30日）以後に行われていることになる。この点について本件処分の適法性について判断する必要がある。

(3) 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除について

本件処分において、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除（法附則第35条の4の2第7項）の適用がないことについて、審査請求人は争っている。

平成28年分所得税及び復興特別所得税においては、平成27年分の先物取引の差金等決済に係る損失の金額について、繰越損失額として差し引かれて決定されているところ、本件処分においては、上記損失の金額が繰越損失額として控除さ

れていない。この点について、本件処分の適法性及び妥当性を判断する必要がある。

(4) 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の期間について

審査請求人は、「損失があった場合、3年の繰越しか認めない損益通算は理解できない」と主張している。この点について、適法性を判断する必要がある。

3 審理員意見の理由

(1) 審理員が認定した事実

ア 処分庁より提出された「税額変更（決定）決議書」と「平成29年度市民税府民税賦課決定課税資料（給与支払報告書）」を確認したところ、処分庁は平成29年度に当初の賦課決定をしたものと認められる。

イ 処分庁は、税務署における令和4年2月18日付け平成28年分所得税及び復興特別所得税の決定に基づき、令和4年7月29日付けで本件処分を行った。

ウ 本件処分に際し、審査請求人より、平成29年度税額決定通知書が送達されるまでに、先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した申告書の提出がなかったため、処分庁は、先物取引の差金等決済に係る損失の金額を計算上控除しなかった。

エ 処分庁は、令和4年8月10日に審査請求人に対して本件処分に係る税額変更（決定）通知書を発送した。

(2) 論点に対する判断

ア 審査請求期間について

審査請求人は、審査請求書において、処分があったことを知った年月日を「令和4年8月12日」と記載している。処分庁は、上記第4、3(1)エのとおり、令和4年8月10日に本件処分に係る平成29年度税額決定通知書を発送していることから、審査請求書記載の「処分があったことを知った年月日」について、不合理な点はないものと考えられる。審査請求書は令和4年11月4日に提出されており、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過しておらず、本件審査請求は適法と認められる。

イ 処分の期間制限について

処分庁は、税務署における令和4年2月18日付け平成28年分所得税及び復興特別所得税の決定に基づき、令和4年7月29日付けで本件処分を行った。

法第17条の6第3項第1号では、「所得税について決定があった場合、当該決定の通知が発せられた日の翌日から起算して2年間においても賦課決定することができる」とされ、当該所得割とあわせて課する均等割に係る更正、決定についても、また同様とする」旨、規定されているので、本件処分は適法と認められる。

ウ 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除について

所得税においては、上記第 3、1 (7) のとおり、確定申告書を提出する居住者が、その年の前年以前 3 年内の各年において生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額を有する場合には、当該年分の当該先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除するとされている。

一方、道府県民税及び市町村民税においては、上記第 3、1 (6) のとおり、申告書を提出した場合において、その後の年度分の道府県民税及び市町村民税について連続して申告書を提出しているときに限り、その年度分に係る先物取引に係る雑所得等の金額を限度として計算上控除するものとされている。

この点、審査請求人より、平成 29 年度税額決定通知書が送達されるまでに、先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した申告書の提出がなかった。

したがって、平成 28 年分所得税及び復興特別所得税の決定においては、平成 27 年分の先物取引の差金等決済に係る損失の金額について、繰越損失額として差し引かれているのに対し、本件処分においては、先物取引の差金等決済に係る損失の金額が計算上控除されていないことは適正である。

エ 先物取引の差金等決済に係る繰越控除の期間について

上記第 4、2 (4) の審査請求人の主張は、法附則第 35 条の 4 の 2 第 1 項及び第 7 項の規定において、3 年までしか繰越控除することができないと定められていることから、理由がない。

(3) 上記(2)以外の違法性又は不当性についての検討

本件処分全体として検討したところ、他に違法性又は不当な点はない。

第 5 調査審議における審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人から新たな主張はなされていないが、上記第 4、1 (1) のとおり、本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

2 審査庁の主張の要旨

審理員意見書（令和 5 年 2 月 20 日付け。要旨は上記第 4、3 のとおり）に記載のとおり、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 6 論点整理

1 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除について

本件処分において、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除（法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項）の適用がないことについて審査請求人は争っているから、処分庁が上記損失の金額を繰越損失額として控除できないとしたことの適法性及び妥当性を判断する必要がある。

2 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の期間について

審査請求人が、「損失があった場合、3年の繰越しか認めない損益通算は理解できない」と主張している点について、適法性を判断する必要がある。

第7 答申の理由

1 認定した事実

上記第4、3(1)と同じ

2 論点に対する判断

先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除について、道府県民税及び市町村民税においては、上記第3、1(6)のとおり、申告書を提出した場合において、その後の年度分の道府県民税及び市町村民税について連続して申告書を提出しているときに限り、その年度分に係る先物取引に係る雑所得等の金額を限度として計算上控除するものとされている。

この点、上記1のとおり、平成29年度税額決定通知書が送達されるまでに、審査請求人より、先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した申告書の提出がなかった。

したがって、処分庁が、本件処分において、先物取引の差金等決済に係る損失の金額を計算上控除できないとしたことは適法かつ相当である。

また、先物取引の差金等決済に係る繰越控除の期間については、法附則第35条の4の2第1項及び第7項において、3年までしか繰越控除することができないと規定されていることから、上記第4、2(4)の審査請求人の主張は、理由がない。

したがって、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 審査請求に係る審理手続きについて

本件審査請求に係る審理手続について、違法又は不当な点は認められない。

第8 まとめ

以上の点から、本件審査請求には理由がないものと認められるので、本件審査請求は棄却すべきであるとの審査庁の判断は妥当である。よって、結論記載のとおり答申する。

大阪市行政不服審査会税務第2部会

委員（部会長）永井秀人

委員 野村宏子

委員 櫻井多美